

組織機構の一部を変更しました

地方自治法改正への対応や行財政改革の一環として、平成19年4月1日から、組織機構の一部を変更しました。

今回の見直しは小規模なものです。今後の職員削減に伴い、引き続き組織機構の見直しを行い、地方分権時代にふさわしい自立した鹿屋市づくりに取り組みます。

市が目指す組織イメージは次のようなものです。

- ① 小さな組織
- ② 成果重視の組織
- ③ 統治能力の高い組織
- ④ 変化に対応できる組織
- ⑤ 開かれた組織

【問い合わせ】

市行政経営改革課
☎0994-31-1153



6月末の廃止が決まった鹿屋市東京事務所（4階）。

主な変更内容

副市長制度

助役を副市長に改めました。
※副市長は1名です。

収入役の廃止

特別職である収入役を廃止し、出納事務は一般職員による会計管理者が担っています。

新設・統合・縮小・廃止

課・係の見直しを行い、全体で2課9係を削減しました。

○新設

財政改革推進室の新設
財政改革プログラムの推進のため、財政課内に財政改革推進室を新設しました。
教育改革推進室の新設
教育問題に対応するため、教育委員会に教育改革推進室を新設しました。

○統合

企画調整課
政策形成機能を強化するため、地域政策課を企画調整課に統合しました。

○縮小

中心市街地活性化推進本部の縮小
北田大手町地区の再開発ビルの完成により、中心市街地活性化推進本部を縮小し、ソフト対策中心の機能に見直しました。

○廃止

東京事務所
平成19年6月末をもって東京事務所を廃止します。

○その他

介護予防対策の充実や包括支援センター事務の委託、産業支援センターの設立などにより、国保介護課、高齢障害福祉課、産業政策課、商工観光課などで係体制の見直しを行いました。

班制の導入

輝北・吾平・串良の各総合支所で係制度を廃止し、班制度を導入しました。（教育課は除く）

新たな事務への対応

法改正等による新たな事務に対応しています。
ペット対策……環境政策課
自殺対策……健康増進課
協働の推進
……市民活動推進課

